

- ② 議会報告会の開催時期、場所、議員の役割など詳細については、議会運営委員会が設置する実行委員会で決めることから、別に定めるとしています。

#### 第4章 市長と議会の関係

##### (市長と議会の関係)

- 第13条 議会は、二元代表制の下、市長と相互に独立かつ対等で緊張感ある関係を保持するものとする。
- 2 議会は、市長の事務執行が適正かつ公正及び効率的に行われているかについて、監視し、及び評価するものとし、必要と認める場合には、政策立案及び政策提言を通して市長に適切な措置を講ずるよう求めるものとする。
- 3 議会は、議案等の審議に当たって、市長に資料の提出又は情報の提供を求めることができる。
- 4 議会は、市長が提案する重要な計画、政策、施策等について、その形成過程の説明を求めることができる。
- 5 議員は、議案等の審議に当たっては、適切に論点を整理し、質疑するものとする。この場合において、質疑の論点又は趣旨を確認するため、市長が発言を求めた場合には、議会は、その発言を認めるものとする。

##### 【解説】

- ① 議会は、二元代表制の下、市長と相互に独立かつ対等で緊張感ある関係を保ち、それぞれの責任を果たしていく必要があることを定めています。
- ② 議会が市長の事務の執行の監視及び評価など、議事機関としての責務を果たすため、必要と認める場合には、主に議会としての決議、議員の一般質問、議案に対する修正、委員会における質疑の手法により、政策立案及び政策提言等を行い、市長に適切な措置を求めることを定めています。
- ③ 議会が、議案及び各種計画の審議に当たって、市長に資料の提出、情報の提供を求めることができることを定めています。
- ④ 市長が提案する重要な計画、政策、施策等（以下「政策等」という。）について、議会における十分な審議を行うため、市長に対して、次に掲げる事項について、その説明を求めることができることを定めています。
- 1) 政策等の発生源及び背景
  - 2) 提案に至るまでの経緯
  - 3) 市民参加の実施の有無及びその内容
  - 4) 他の自治体の類似する政策との比較検討
  - 5) 総合計画における根拠又は位置付け
  - 6) 政策等の実施に係る財源措置
  - 7) 将来にわたる政策等の効果及びコスト
- ⑤ 議員は、議案等の審議に当たって、論点を整理して明瞭でわかりやすい質疑を行うこととしています。また、市長が、議員の質問に対して質疑の論点および趣旨を確認することを認めています。

##### (市長報告)

- 第14条 議会は、市政の重要事項について、市長の報告を求めることができる。

##### 【解説】

市長報告は、原則として市長に権限があります。議会は、市長より市の重要事項について、本会議において報告を受けています。しかし、場合によっては議会として重要かつ必要と判断した事項については、議長を通じ、議会からも市長に報告を求めることができるよう定めています。現に議会の求めに応じて市長が実施してきた経過があります。

##### (全員協議会)

- 第15条 全員協議会は、議会の運営及び都市計画その他重要政策に関する研究及び協議を行う場合に、議長が招集し、開催するものとする。

##### 【解説】

全員協議会は、議長が全議員を招集し、議会の運営や市の重要政策について研究及び協議する場です。また、全員協議会は、市長からの依頼または議員からの要請があった場合に開催しますが、その判断は議長に委ねられています。

##### (議会の議決事項の追加)

- 第16条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項に規定する議会の議決事項については、市民の代表機関である議会が、市政における重要な計画等の決定に参画する観点と、同じく代表機関である市長の政策執行上の必要性を比較考量の上、次のとおり追加するものとする。
- 1) 長期総合計画基本構想の策定、変更及び改廃に関すること。
  - 2) その他別に条例で定めるもの

##### 【解説】

長期総合計画基本構想については、国の地域主権改革の下、平成23年5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは市の独自の判断に委ねられることとなりました。

議会は、長期総合計画基本構想の策定等については、議決に付すことを定めています。また、法第96条第2項では、議会が議決事項を追加することが認められています。その際には、議会の合意に基づき本条文に追加していくものとします。別に条例で定めるものとして「小金井市名誉市民条例」で規定されています。

#### 第5章 政策立案に関する調査及び研修

##### (調査及び政策立案)

- 第17条 議会は、その機能を十分に発揮し、積極的に政策立案及び政策提言を行い、市の政策水準の向上を図るよう努めるものとする。
- 2 議会は、前項に規定する機能の強化を図るため、次に掲げる制度を活用することができる。
- 1) 法第100条の2の規定に基づき、学識経験を有する者等に調査をさせること。
  - 2) 政策立案のために、政策検討会を設置すること。
  - 3) 必要な調査及び視察を実施すること。
  - 4) 各分野の専門的な知識を高めるために、学識経験を有する者等による議会研修会を実施すること。

##### 【解説】

- ① 議会としての権能をより高めるため、議員提案条例をはじめとする政策立案及び政策提言を積極的に行うよう努めることを定めています。
- ② 第1項の機能をより強化するため、法第100条の2に基づく外部の学識経験者等による調査、政策検討会の設置、必要に応じた調査、研修及び視察の実施、学識経験を有する者等による議会研修会を行うことを定めています。
- なお、政策検討会は全会派が一致した市政の課題を検討し、政策立案するための組織です。

##### (政務活動費)

- 第18条 会派は、市政に係る調査研究その他の活動に資するため、政務活動費の交付を受け、活用するものとする。
- 2 政務活動費の交付に関し必要な事項については、小金井市議会展務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第18号）に定めるところによるものとし、使途基準については、議会の役割及び活動状況を踏まえるものとする。
- 3 議会は、政務活動費の使途及び結果について、公開するものとする。
- 4 会派は、政務活動費の使途及び結果について、説明責任を果たさなければならない。

##### 【解説】

- ① 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴等の、会派として市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させるために必要な活動に要する経費に対して、市から交付を受け、活用することを定めています。

- ② 政務活動費の交付に関して必要な事項については、「小金井市議会展務活動費の交付に関する条例」で定めています。
- 使途基準については、透明性を高め、適切な執行をするために「政務活動費に関するマニュアル」を作成しています。
- ③ 議会では、政務活動費の全ての支出について領収書又は支払証明書書の添付を義務付けています。政務活動費に係る収入・支出報告書並びに支出調書については、総務課情報公開コーナー、議会図書室、議会応接室にて閲覧することができ、平成27年6月より市ホームページにおいても公開しています。
- また、領収書及び支払証明書については、総務課情報公開係で情報公開請求を行うことにより、閲覧又は写しの交付を受けることができます。
- ④ 会派は、政務活動費に係る収入・支出報告書並びに支出調書について、説明責任を果たさなければならないことを定めています。

##### (議会事務局)

- 第19条 議会は、議長の統理する事務を遂行するため、法第138条第2項の規定により、議会事務局を設置する。
- 2 議会事務局は、前項によるもののほか、議会の政策立案、政策提言、調査活動等を補佐する役割を担うため、体制を充実強化するものとする。
- 3 議長は、法第138条第5項の規定により、議会事務局の職員を任免する。

##### 【解説】

- ① 議会は、議長の統理する事務を遂行するため、法第138条第2項の規定により、「小金井市議会事務局設置条例」を定めています。
- 議会に関する事務及び職員の服務については、「小金井市議会事務局処務規程」を定めています。
- ② 議会事務局は、第1項によるもののほか、議会の政策立案、政策活動、調査活動等を補佐する役割を担うため、体制の充実強化を図るものとしています。
- ③ 議長は、法第138条第5項の規定により、議会事務局職員を任免することが規定されています。

##### (議会図書室)

- 第20条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、その充実に努めるものとする。
- 2 議会は、議会図書室の活用に当たっては、市が設置する情報公開コーナー等に対し、協力を求めるものとする。

##### 【解説】

- ① 議会図書室は、議員の調査研究に資するため、法第100条第19項に設置が義務付けられており、その適正な管理とその充実に明記しています。
- なお、管理、運営等については、「小金井市議会図書室管理規程」で規定しています。
- 議会図書室は、議員の利用に支障のない限り市職員及び一般市民も利用できることとなっています。
- ② 議会図書室の活用に当たっては、市長部局の情報公開コーナー又は図書館本館に協力を求めることとしています。

#### 第6章 議員の定数及び報酬

##### (議員定数)

- 第21条 議員定数は、この条例に規定した議会としての機能を果たすのにふさわしいものとするを基本とし、小金井市議會議員定数条例（昭和26年条例第14号）により定めるものとする。
- 2 議員定数の改正に当たっては、市政の現状及び課題を十分に考慮し、市民の意見を聴取した上で定めるものとする。

##### 【解説】

- ① 議員定数は、本条例に規定した議会としての機能を果たすためにふさわしいものとするを基本に、法第91条に基づき、「小金井市議會議員定数条例」により定めています。
- ② 定数の改正にあたっては、市政の現状及び課題を十分に考慮の上で、市民の意見聴取を踏まえて定めることを規定しています。

##### (議員報酬)

- 第22条 議員報酬は、市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、小金井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第21号）に定めるものとする。
- 2 議会は、議員報酬の額の改正に当たっては、小金井市特別職報酬等審議会条例（昭和39年条例第26号）第2条に規定する審議会の意見を反映するほか、市政の現状及び課題を考慮するものとする。

##### 【解説】

- ① 議員報酬とは、法第203条に基づき、本会議や委員会への出席など市民の負託に応える議員活動への対価として、議員に支給されるものです。
- 議員報酬については、「小金井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」で定めています。
- ② 議員報酬の改定を行う場合、小金井市特別職報酬等審議会条例第2条に基づき、あらかじめ、当該特別職報酬等の額について審議会の意見を反映するほか、市政の現状及び課題を考慮することを定めています。

#### 第7章 条例に関する研修及び検証

##### (条例に関する研修)

- 第23条 議会は、この条例の理念を議員間で共有するために、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

##### 【解説】

議員の任期開始後、速やかに、全議員を対象に、この条例に関する研修を実施（補欠選挙で初めて当選した議員には、適宜、研修を実施）し、この条例の理念を議員間で共有することを定めています。

講師は、正副議長、正副議会運営委員長の四者で協議し、決定します。

##### (条例の検証等)

- 第24条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において検証するものとする。
- 2 議会は、前項の規定による検証の結果に基づき、適切な措置を速やかに講ずるものとする。

##### 【解説】

- ① この条例が、目的を達成しているか否かを議会運営委員会で検証することとし、検証する時期については、定期的に行う検証と事態の変化に応じて必要に応じた検証を行うこととしています。
- ② 検証により課題や問題点が確認された場合は、迅速な措置を講ずるよう定めています。

#### 第8章 委任

##### (委任)

- 第25条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

#### 付 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の際、小金井市議会の委員会条例、会議規則等による手続その他の行為は、この条例の相当規定によってしたものとみなす。